

## 2 交通料金等の割引

福祉の措置	割引の内容	割引率	問合先	備考
J R 各社の 旅客運賃割引	[第1種身体障害者及び 第1種知的障害者]		J R 各駅、 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発売窓口で身体障害者手帳又は療育手帳提示 ただし、大人の第1種身体障害者、第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合は、自動券売機での小児券購買が可能</li> <li>・12歳未満の者は、小児運賃から割引（小児定期乗車券を除く）</li> <li>・介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限る</li> <li>・第1種身体障害者 表1のとおり</li> <li>・第2種身体障害者 第1種以外の身体障害者</li> <li>・第1種知的障害者 療育手帳「A」所持者</li> <li>・第2種知的障害者 療育手帳「B」所持者</li> </ul>
	(介護者とともに乗車する場合) 本人及び介護者1名の普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券及び普通急行券	5割		
	(単独乗車の場合) 片道100kmを超えるときの普通乗車券	5割		
	[第2種身体障害者及び 第2種知的障害者]			
	(単独乗車の場合) 片道100kmを超えるときの普通乗車券	5割		
	(定期乗車券を使用する12歳未満の者が介護者とともに乗車する場合) 介護者1名の通勤定期乗車券	5割		
あいの風と やま鉄道の 旅客運賃割引	[第1種身体障害者、 第1種知的障害者及び精神障害者 保健福祉手帳1級所持者]		あいの風 とやま鉄 道(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車券を購入する時に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を発売窓口に表示して行き先、乗車券の種類等を口頭又はメモにて申し込む</li> <li>・12歳未満の者は、小児運賃から割引（小児定期乗車券を除く）</li> <li>・介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限る</li> </ul>
	(介護者とともに乗車する場合) 本人及び介護者1名の普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券	5割		
	(単独乗車の場合) 普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券	5割		
	[第2種身体障害者、 第2種知的障害者及び精神障害者 保健福祉手帳2,3級所持者]			
	(単独乗車の場合) 普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券	5割		
	(定期乗車券を使用する12歳未満の者が介護者とともに乗車する場合) 介護者1名の通勤定期乗車券	5割		

福祉の措置	割引の内容	割引率	問い合わせ先	備考
富山地方鉄道の旅客運賃割引	[第1種身体障害者、第1種知的障害者及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者]		富山地方鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗車券を購入する時に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を発売窓口にて提示して行き先、乗車券の種類等を口頭又はメモにて申し込む</li> <li>12歳未満の者は、小児運賃から割引(小児定期乗車券を除く)</li> <li>介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限る</li> </ul>
	(介護者とともに乗車する場合) 本人及び介護者1名の普通乗車券、定期乗車券	5割		
	(単独乗車の場合) 普通乗車券	5割		
	[第2種身体障害者、第2種知的障害者及び精神障害者保健福祉手帳2,3級所持者]			
	(単独乗車の場合) 普通乗車券	5割		
	(定期乗車券を使用する12歳未満の者が介護者とともに乗車する場合) 介護者1名の通勤定期乗車券	5割		
万葉線の旅客運賃割引	[第1種身体障害者、第1種知的障害者及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者]		万葉線(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>12歳未満の者は、小児運賃から割引(小児定期乗車券を除く)</li> <li>介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限る</li> <li>定期乗車券は、本人と介護者が行程を同一に乗車する場合のみ利用できる</li> </ul>
	(介護者とともに乗車する場合) 本人及び介護者1名の普通乗車券、定期乗車券、回数券	5割		
	(単独乗車の場合) 普通乗車券	5割		
	[第2種身体障害者、第2種知的障害者及び精神障害者保健福祉手帳2,3級所持者]			
	(単独乗車の場合) 普通乗車券	5割		
バス運賃の割引  ※事業者によって、回数券やICカードが割引となる場合がある。	[第1種身体障害者、第1種知的障害者及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者]		各事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗車券を購入する時に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を発売窓口にて提示して行き先、乗車券の種類等を口頭又はメモにて申し込む</li> <li>運転手に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、半額の運賃を払う(ただし、10円未満は四捨五入)</li> <li>12歳未満の者は、小児運賃から割引(小児定期乗車券を除く)</li> <li>介護者に対して発売する定期乗車券は、通勤定期乗車券に限る</li> </ul>
	(介護者とともに乗車する場合) 本人及び介護者1名の普通乗車券 本人及び介護者1名の定期乗車券	5割 3割		
	(単独乗車の場合) 普通乗車券 定期乗車券	5割 3割		
	[第2種身体障害者、第2種知的障害者及び精神障害者保健福祉手帳2,3級所持者]			
	(単独乗車の場合) 同上	同上		

福祉の措置	割引の内容	割引率	問い合わせ先	備考
航空運賃の割引	<p>(割引運賃適用区間) 定期航空路線の国内線全区間</p> <p>[満12歳以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者保健福祉手帳保持者]</p> <p>(介護者とともに利用する場合) 本人及び介護者1名の普通大人片道運賃(同一搭乗区間を同時購入)</p> <p>(単独利用の場合) 普通大人片道運賃</p>	航空運送事業者、路線により異なる	市町村、各航空会社支店、営業所及び指定代理店	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売窓口及び搭乗手続きの時に身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を提示</li> <li>12歳未満の者は、介護者に対して割引</li> </ul>
タクシー料金割引	<p>(割引対象者) 身体障害者、知的障害者、精神障害者 (割引対象) 距離制運賃、時間制運賃及び待料金</p>	1割	各事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗車時に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示</li> </ul>
有料道路通行料金の割引	<p>(適用範囲) ①身体障害者が自ら運転する場合 ②重度の身体障害者又は重度の知的障害者が同乗し、その移動のために介護者が運転する場合</p> <p>(利用できる車の範囲) 乗用自動車、貨物自動車、二輪自動車及び特殊用途自動車で、当該障害者及びその親族等が所有するもの。 ただし、介護者が運転する場合で、本人及びその親族等がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該障害者を継続して日常的に介護する者が所有するもの。 対象車両は障害者1人につき1台とし、営業用の自動車を除く</p> <p>(利用手続等) 市町村で身体障害者手帳又は療育手帳に割引対象となる自動車の自動車登録番号又は車両番号及び割引有効期限の記載を受ける。 ETC利用時の割引措置の適用を希望する対象障害者は、市町村で有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請証明書の発行を受け、高速道路会社等の設置する窓口へ送付する。</p>	5割	市町村、中日本高速道路(株)、富山県道路公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請時に必要な書類</li> <li>①身障手帳又は療育手帳</li> <li>②割引対象となる自動車の車検証</li> <li>③運転免許証(本人運転の場合)</li> <li>④割賦・リース契約書(割賦購入・リース車両の場合)</li> <li>⑤委任状(代理人申請の場合)</li> <li>⑥障害者本人名義のETCカード(ETC利用申請時のみ)</li> <li>⑦ETC車載器セットアップ申込書・証明書(ETC利用申請時のみ)</li> <li>⑧その他市町村が必要と認めた書類(住民票等)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>重度の身体障害者、重度の知的障害者は、JRにおける第1種身体障害者、第1種知的障害者</li> </ul> <p>[適用する道路の種類] ・高速道路会社が運営する有料道路 ・全国各県の道路公社が運営する有料道路 ・その他一般自動車道等</p>

福祉の措置	割引の内容	割引率	問い合わせ先	備考
	(通行方法) 支払いの際に手帳を呈示。 ETC利用の場合は、ETC登録済みであるETCカードを、利用登録されたETC車載器に挿入して通行する。(通行方法) 支払いの際に手帳を呈示。 ETC利用の場合は、ETC登録済みであるETCカードを、利用登録されたETC車載器に挿入して通行する。			

(表1) 第1種身体障害者の範囲

障害の区分		障害の程度	
視覚障害		1級～3級、4級の1	
聴覚障害		2級～3級	
肢体不自由	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	
	下肢不自由	1級、2級及び3級の1	
	体幹不自由	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級～2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能障害	1級～3級（1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
内部障害	心臓機能障害	1級、3級～4級	
	腎臓機能障害	1級、3級～4級	
	呼吸器機能障害	1級、3級～4級	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級	
	小腸機能障害	1級、3級～4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級	
	肝臓機能障害	1級～4級	
複合障害		上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記右欄に準ずるもの。	